

ID: 105

担当部署: 人権推進課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町老人憩の家条例 第9条第3項		
例規番号	平成17年条例第107号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第9条 第5条第1項に該当する者が利用する場合は徴収しない。 2 町が要請して利用させる団体等については徴収しない。 3 その他の者については、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日